

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

おはかりいたします。ただいま中曽根 実君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

ご異議なしと認めます。よって議案第六十四号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君)

日程第二十五議案第六十五号市道路路線の廃止についてを議題といたします。

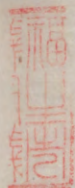
本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長黒田 登君登壇)

○建設課長(黒田 登君)

ご指名によりまして議案第六十五号市道路線の廃止について提案理由のご説明を申し上げます。

市道六一号線は熊川、武蔵野の地内、都道五日市街道とほぼ並



行している路線でございます。

次に市道六二、六三、六五号線がありますが、この路線は市道六一

号線から枝のように出ている路線であります。この四路線は路線の流れ

といたしまして関連性がございしますので、一括してご提案申しあげた次

第であります。

これらの路線は以前はもっぱら農作業や山林作業のために利用さ

れていたものでございますが、現在は五日市街道の利用によりまして不

用となりましたので、市道整備の一環として廃止しようとするものであり

ます。

慎重ご審議の上、原案ご可決くださるようお願い申しあげまし

て提案理由の説明は終了しました。

○議長(塩野鉄之助君)

以上で提案理由の説明は終了しました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

以上で質疑を終わります。

○六番(中曽根 実君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第六十五号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま中曽根 実君か

ら所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第六十五

号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） これより五時まで休憩いたします。

午後四時四十八分 休憩

午後五時三分 開議

○議長（塩野鉄之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福生市議会

日程第二十六議案第六十六号福生市表彰条例に基づく自治表彰
についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 議案第六十六号福生市表彰条例に基づく自治
表彰について提案理由とその内容をご説明申しあげます。

大野忠一氏には本議案の裏側に職員歴として記載してございま
るとおり、昭和三十三年五月二十六日から昭和三十九年六月三十日までの六
年一カ月間にわたり当時の福生町の収入役をつとめられ、なおその前後
にも昭和二十年四月二十七日から昭和四十八年十二月三十一日に退職されるまで
の間に収入役の勤続期間を除いて、本町または本市の一般職の事務吏員
としての勤続期間が二十二年七カ月間ございます。したがいまして本市の表
彰条例第十条の規定に基づき、収入役は満八年以上、一般職の市の吏
員は満二十五年以上勤務することの在職年数の要件を換算して通算い
たしますと、功労賞を贈り自治功労者に指定申しあげる適格者にな
りますので、来たる七月一日の市制施行記念日に表彰条例第四条の

規定に基づく自治表彰をいたしたく、去る五月二十日、これから提案申しあげます他の案件とともに福生市表彰審査委員会のご審議を経てここに提案申しあげた次第でございます。なお、大野忠一氏はご議決をいただきますと、自治功労賞番号第六十七号の自治功労者になられる予定でございます。

満場一致 本議会のご同意をお願い申しあげまして、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第六十六号

福生市表彰条例に基づく自治表彰については、原案どおり可決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第六十六

号については原案どおり可決いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 議事の都合上、日程第二十七から日程第四十二ま

での十六案を一括して上程いたします。

- 日程第二十七議案第六十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第二十八議案第六十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第二十九議案第六十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十議案第七十号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十一議案第七十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十二議案第七十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十三議案第七十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十四議案第七十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十五議案第七十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十六議案第七十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十七議案第七十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第三十八議案第七十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

巻字訂正

日程第三十九議案第七十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十議案第八十号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十一議案第八十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十二議案第八十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上十六案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君)

ただいま一括して上程されました議案第六十七号から議案第八十二号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての十六議案について提案理由とその内容を順を追ってご説明申しあげてまいりたいと存じます。

本案はいずれも福生市消防団の団員の長期勤続に対する表彰でございます。

最初のほうの議案第六十七号から議案第七十三号までの七議案はいずれも福生市表彰条例施行規則の規定に基づきまして、通算満十五年以上福生市消防団員の職にあり、本年の三月末でその職を退かれた

議六十七

議六十八

福生市表彰条例第三条に規定する一般表彰の対象になる方々ばかりでございます。これら議案も表彰条例第六条の規定に基づきあらかじめ表彰審査委員会のご審議を経て、ここに提出申しあげた次第でございます。

まず議案第六十七号の齋藤賢氏は十八年間勤続されて、退職時は消防団長。

次の議案第六十八号の林田政雄氏は十八年間勤続されて、退職時は有防団の副団長。

次の議案第六十九号の細谷唯一氏は勤続期間は十四年間でござい
ます。正副分団長の在職期間の三割加算、副団長の在職期間の五割加算がついて退職時は消防団副団長。

次の議案第七十号の高橋光夫氏も勤続期間は十四年間でござい
ますが、役付加算がついて退職時は消防団副団長。

次の議案第七十一号の笹本重男氏も勤続期間は十四年間でござい
ますが、役付加算がついて退職時は消防団第五分団長。

次の議案第七十二号の野島清次郎氏は十八年間勤続されて、退職

時は消防団第一分団副分団長。

次の議案第七十三号の森田隆夫氏は十六年間勤続されて退職時は消防団第二分団副分団長をそれぞれつとめて、本年の三月末に退職された方でございます。

なお、次の議案第七十四号から議案第八十二号までの九議案は現職の長期勤続消防団員に対する表彰でございます。福生市消防団員につきましては、昨年までは通算十五年以上その職にあって、退職されたときに表彰条例の規定に基づく一般表彰を申しあげておったのでござい
ます。昨年の十一月に消防団の役員各位から、市役所の職員が満十五年以上勤務した場合には退職しないでも、言いかえれば現職でいても本市の表彰条例に基づく職員表彰を受けることができるのだから、消防団員についても十五年間勤続すれば市役所の職員と同様に現職のままで表彰の対象に加えてほしい旨の要望があり、所管の厚生委員会において、また表彰審査委員会におきまして、これを適当と認める旨のご意見をちょうだいいたしましたので、来たるべき本年七月一日の表彰からは消防団員についても市役所の職員と同様受賞の資格さえ生じれば、現

職のままで表彰申しあげることのできるように、福生市表彰条例施行規則を改正いたしました。これらの議案を提出申しあげた次第でございます。

現職のままで一般表彰申しあげる消防団員は全部で九名でございます。まして、まず議案第七十四号の設樂清一氏は二十六年間勤続されて現職の消防団長。

次の議案第七十五号の内出英雄氏は二十年間勤続されて現職の消防団副団長。

次の議案第七十六号の野島岩司氏も十八年間勤続されて現職の消防団副団長。

次の議案第七十七号の清水信作氏も勤続期間は十四年間でござい
ますが、正副分団長の在職期間の三割加算があつて現職の消防団副団長。
次の議案第七十八号の野口秀世氏も在職期間は十四年間でござい
ますが、役付加算がついて現職の消防団副団長。

次の議案第七十九号の佐伯光義氏は十六年間勤続されて現職の消防
団第二分団長。

次の議案第八十号の野島宗夫氏も十六年間勤続されて現職の消防団第一分団副分団長。

次の議案第八十一号の石川芳夫氏も十六年間勤続されて現職の消防団第一分団副分団長。

次の議案第八十二号の高水昌男氏も十六年間勤続されて現職の消防団第一分団の部長をそれぞれつとめておられる方々でございます。

ご審議をいただきまして満場一致ご可決ご確定あらんことをお願い申しあげます。

なお、本議会のご議決はちようだいいたしませんか、来たるべき市制施行記念日に満十五年以上勤続の優秀職員として現職のままで表彰いたしまする、いわゆる市役所の職員表彰の該当者は本年は五名であることをご参考のために申し添える次第でございます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終了しました。これより本十六案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

福 生 市 議 会

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第六十七号から議案第八十二号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰については、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第六十七

号から議案第八十二号までの十六案はそれぞれ同意することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 次に日程第四十三から日程第五十三までの十一案を一括して上程いたします。

日程第四十三議案第八十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十四議案第八十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十五議案第八十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十六議案第八十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十七議案第八十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十八議案第八十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について



日程第四十九議案第八十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第五十議案第九十号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第五十一議案第九十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第五十二議案第九十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第五十三議案第九十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上十一案を一括して議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) たいま一括して上程されました議案第八十三号から議案第九十三号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰について十一議案につき、提案理由とその内容を順を追って説明申しあげます。

これらの案件はいずれも道路用地の市へのご寄付に対する一般表彰でございます。

この機会にご参考のために申しあげますと、公益のために本市に多額の金品をご寄贈いただきましたときは、個人の場合には十万円

以上、法人及び団体の場合には五十万円以上か一般表彰の対象になるのでございまして、またその評価額がはつきりいたさない場合には、市長かその評価額を定めることに相なっているのでございます。

まず議案第八十三号は本案記載のとおり古谷 勇氏から永田地 区の田村酒造の正門の付近の市道のすみ切りに要した土地のご寄付。

次の議案第八十四号も鎌倉市にお住まいの石川光昭氏から、内出町会の鍋一境でございまして、元町会議員の故高橋彦一氏の家の南側の市道のすみ切りに要した土地のご寄付。

次の議案第八十五号とその次の議案第八十六号は井梅伊助氏及び田村勅一氏から、それぞれ本町八町内福生駅東口の「レストランさんちやん」の前の私道用地を市道用地にしたためのご寄付。

次の議案第八十七号も村野真一氏から本町六町内の本六会館の前の私道用地を市道用地にしたためのご寄付。

次の議案第八十八号から議案第九十二号までの五議案は鍋一町会福生二小のプールの北側にございまして私道の用地を市道の用地にするために関係地主の齋藤博氏、松永孝行氏、森田銀一氏、森田ハツ

氏及び森谷利雄氏の五氏からの用地のご寄付。

最後の議案第九十三号は齋藤南蔵氏から熊牛町会の国道十六号線から五日市街道を曲がる横田基地の第五ゲートの付近にある市道四号線の拡張に要した土地のご寄付でございます。

ご審議をいただきまして、いずれも満場一致ご可決ご確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本十一案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号から議案第九十三号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰に

ついては、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第八十三号から議案第九十三号までの十一案についてはそれぞれ同意すること

に決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 次に日程第五十四から日程第五十八までの五案を一括して上程いたします。

一括して上程いたします。

日程第五十四議案第九十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第五十五議案第九十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第五十六議案第九十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第五十七議案第九十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第五十八議案第九十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

以上五案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君） ただいま一括して上程されました議案第九十四号から

議案第九十八号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての五議案につき、その提案理由と内容を順を追ってご説明申しあげてまいりたいと存じます。

本五議案はいずれも福生市立の小中学校に備えつける教育用備品の寄付に対する一般表彰でございます。

まず議案第九十四号は埼玉銀行から市立の小中学校八校に対する世界大百科事典の寄付。

次の議案第九十五号は山崎良之助氏から福生一小及び福生二中に対する卓球台四台の寄付。

次の議案第九十六号は西友ストアーから市立の小学校六校に対する児童用図書一千五百十九冊の寄付。

次の議案第九十七号は町田キク氏から福生一小に対しては鯉のぼり、その他、福生二小に対しては児童用図書三十五冊の寄付。

次の議案第九十八号は昭島市にお住まいの山田忠夫氏から福生四小に対するはん登棒一基の寄付でございます。

ご審議をいただきまして、いずれも満場一致ご可決ご確定あらんことをお願い申し上げる次第でございます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本五案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号から議案第九十八号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰については、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。

よって議案第九十四号から議案第九十八号までの五案については、それぞれ同意することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第五十九議案第九十九号福生市表彰条例に基

づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 議案第九十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてご説明申し上げます。

本案は昭和四十七年の暮れから牛浜児童遊園の用地を無償で提供していただいております。高橋與十氏に対する一般表彰でございます。ご審議をいただきまして満場一致ご可決ご確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第九十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰については、原案とおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第九十九号については同意することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） これより暫時休憩いたします。

福生市議会

午後五時二十八分 休憩

午後六時二十五分 開議

○議長（塩野鉄之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告事項がありますので、事務局長から報告いたします。（古谷議会事務局長報告）

一 追加議案の送付について（別添参照）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。お手元にご配付のとおり

市長から条例の一部改正案が二件提出されました。この際本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって本二件は日程

に追加することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 次に追加日程第一議案第百一号西多摩農業共

済事務組合規約の変更についてを議題といたします。